

山形広域環境事務組合行政不服審査条例

平成28年2月  
山広環条例第1号

改正 平成28年7月山広環条例3号 令和4年2月山広環条例第1号  
令和5年3月山広環条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、山形広域環境事務組合行政不服審査に係る手数料等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(手数料)

第3条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならない手数料（次条において「手数料」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。

(手数料の減免)

第4条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により、審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては審査庁。次項において同じ。）は、法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(準用)

第5条 前2条の規定は、法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付の手数料及び当該手数料の減額又は免除について準用する。この場合において、第3条中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項」と、前条中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により、審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては審査庁。次項において同じ。）」とあるのは、「法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第

78条第5項の規定により法第81条第1項の規定により設置された機関」と、「法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。次項において同じ。）」とあるのは「法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項」と読み替えるものとする。

（令和5条例2・一部改正）

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

（平成28条例3、令和4条例1・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（山形広域環境事務組合特別職の職員の報酬に関する条例の一部改正）

2 山形広域環境事務組合特別職の職員の報酬に関する条例（昭和43年共衛条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1報酬表に次のように加える。

行政不服審査会の委員・専門委員	日 額	6,000円
-----------------	-----	--------

別表（第3条関係）

種別		金額
電子複写機による複写（日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写する場合）	モノクロ	1枚につき 10円
	カラー	1枚につき 20円
用紙に出力したもの（日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力する場合）	モノクロ	1枚につき 10円
	カラー	1枚につき 20円

備考

1 1枚の用紙の両面に複写した場合における金額は、2枚として計算する。

2 日本工業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては、日本工業規格A列3番の大きさの用紙に換算した枚数とする。

附 則 （平成28年7月改正）

この条例は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(山形広域環境事務組合特別職の職員の報酬に関する条例の一部改正)

- 2 山形広域環境事務組合特別職の職員の報酬に関する条例（昭和43年共衛条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 報酬表内

行政不服審査会の委員・専門委員	日 額	6,000円
-----------------	-----	--------

を削る。

附 則 （令和5年3月改正）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。